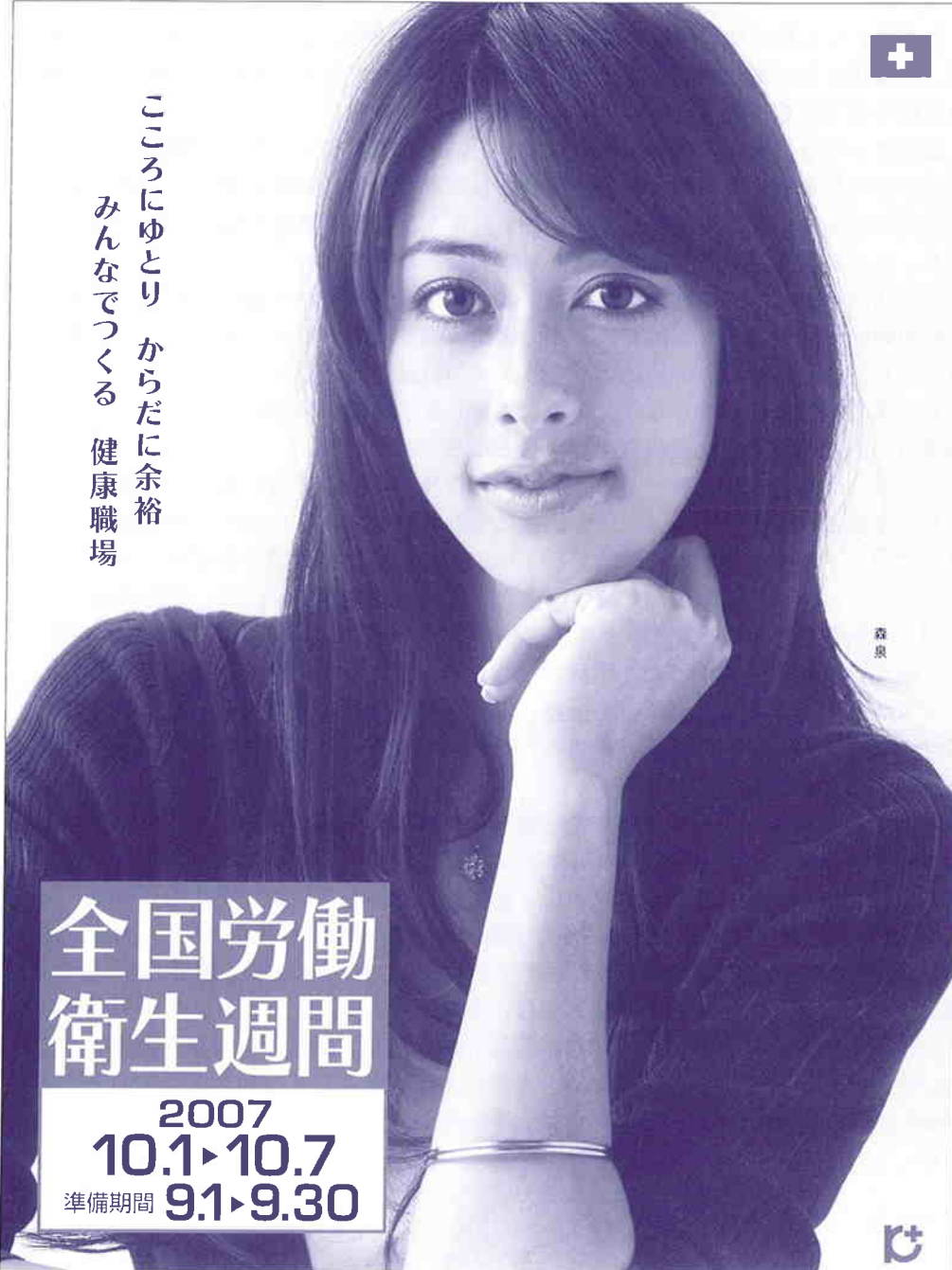


建設の安全 ● 号 外 ●



平成19年度全国労働衛生週間実施要領

平成19年10月1日～7日 ● 準備期間 9月1日～30日



+

森泉

こころにゆとり からだに余裕
みんなでつくる 健康職場

**全国労働
衛生週間**

**2007
10.1・10.7**
準備期間 **9.1・9.30**

t

建設業労働災害防止協会

こころにゆとり からだに余裕
みんなでつくる 健康職場

(平成19年度全国労働衛生週間スローガン)

会長メッセージ

平成19年度の全国労働衛生週間を迎えるにあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

建設業における業務上疾病の被災者の数は、会員の皆様をはじめ関係者のたゆまぬご努力によりまして長期的には減少傾向を維持しており、10年前に比べると約6割に減少してきております。

しかしながら、じん肺症や腰痛等の職業性疾病の発症が依然としてあとを絶たず、有機溶剤中毒、一酸化炭素中毒、酸素欠乏症等も繰り返し発生しており、また、石綿による肺がん、中皮腫の労災認定件数も近年は大幅に増加しております。

一方、最近における労働者の健康状況を見ると、脳・心臓疾患につながる診断所見をはじめ、何らかの所見を有する労働者の割合が増加してきており、過重労働による健康障害等の労災認定件数も高い水準で推移しております。また、仕事や職場生活についての強い不安、悩み、ストレスを感じる労働者の割合も増加しております。

このような状況にかんがみ、昨年4月には、改正労働安全衛生法が施行されて、過重労働による健康障害予防対策として医師による面接指導制度の導入やメンタルヘルス対策の徹底が求められ、また併せて、職場におけるリスクの低減対策としてリスクアセスメントの実施の努力義務が法制化されるなど、事業者に対して、労働者の健康と安全を確保するための対策の一層の充実強化が求められているところであります。

当協会といたしましても、リスクアセスメントの普及定着を本年度の最重点対策に位置づけており、企業のリスクアセスメントが的確に実施されますように総合工事業者向けには「リスクアセスメントの手引」を作成し、工事施工計画や作業手順の作成時、工事施工時に活用していただくこととしております。また、専門工事業者向けには、事業の種類ごとに「専門工事業者のためのリスクアセスメントの手引」を作成していく予定であります。

さらに、現場の職長を対象にした「職長のためのリスクアセスメント教育」をはじめ、リスクアセスメントの考え方、進め方を折り込んだ各種安全衛生教育を積極的に推進し、職場におけるリスクの低減を図り、労働者の方々が健康で安心して働ける職場環境の形成の促進に努めてまいりたい決意であります。

また、併せて、今後とも石綿を使用した建築物の解体等の作業の増加が予想されることから、引き続き、石綿による健康被害の防止対策の充実を図り、石綿作業主任者技能講習、石綿取扱作業従事者特別教育を各支部において積極的に推進していく予定であります。

さて、これから迎える全国労働衛生週間は、経営トップをはじめ関係者の方々に労働者の心とからだの健康と快適な職場環境づくりの重要性を再認識していただく良い機会であります。

したがって、会員各位におかれましては、週間行事の実施にあたり、全国労働衛生週間のスローガンのもとに、経営トップが明確な方針を示し、関係者全員が一致協力して労働衛生に取り組むことが重要であるため、本実施要領を参考にしながら、企業の実態に即した効果的な活動を実践され、職場の労働衛生水準の一層の向上に努められますようお願い申し上げます。

平成19年9月

建設業労働災害防止協会

会 長 銭 高 一 善

I 趣 旨

本年度の全国労働衛生週間は、厚生労働省の平成19年度全国労働衛生週間実施要綱（10ページ「資料5」）に基づき、建設業労働災害防止協会その他関係団体の協賛のもとに、9月1日から30日までを準備期間、10月1日から7日までを本週間として、

「こころにゆとり からだに余裕 みんなでつくる 健康職場」

のスローガンのもとに展開される。

このため、経営トップをはじめ関係者は、労働者の健康確保・増進等の重要性についてさらに認識を深め、心身ともに健康で、誰もが安心して働ける快適な職場環境づくりに努め、本週間を契機として職場における安全衛生水準の一層の向上を目指して、店社と作業所との緊密な連携のもとに効果的な労働衛生管理活動を着実に実施するものとする。

特に、過重労働・メンタルヘルス対策としての医師による面接指導制度の導入やリスクアセスメントを積極的に推進し、労働者の健康と安全の確保に努めることとする。

あわせて、平成19年3月22日付厚生労働省労働基準局長通達「建設業における総合的労働災害防止対策の推進について」に基づく対策の徹底を図ることとする。

※「建設業における総合的労働災害防止対策」は、「建設の安全 5月号」で抜粋してご紹介いたします。また、全文は、安全衛生情報センターホームページの法令通達（通達一覧）をご参照ください。（<http://www.jaish.gr.jp/>）

II 会員が実施する事項

会員は、快適な職場環境の形成と労働者の健康の確保・増進等について経営トップが明確な方針を示し、これに基づき、日常の労働衛生管理活動の総点検を行うとともに、次の事項から店社及び作業所の実態に即した項目を選定して実施計画を作成し、積極的に活動を実施する。

なお、実施計画の作成にあたっては「平成19年度建設業労働災害防止実施計画」に定める「業務上疾病予防対策及び健康の保持増進のための具体的実施事項」（P23～32）等を活用する。

※「業務上疾病予防対策及び健康の保持増進のための具体的実施事項」は、当協会ホームページでご覧いただけます。（<http://www.kensaibou.or.jp/index.html>）。

1. 準備期間中（9／1～9／30）の実施事項

実施事項		重 点 事 項
1	労働衛生管理体制の確立とその効果的な活動の推進	(1) 店社、作業所等を通じての一貫した労働衛生管理体制の整備、充実 (2) 店社の年間計画及び作業所の施工計画等に基づく労働衛生管理活動の一層の推進 (3) リスクアセスメントの確実な実施 ① 店社、作業所における調査実施体制の確立 ② 工事の施工計画、作業手順等の作成段階におけるリスクアセスメントの実施と、決定した安全衛生対策の実行
2	作業環境管理の充実	(1) 石綿等が使用された建築物の解体等の工事における事前届出、ばく露防止対策の徹底、湿潤化、保護具の使用等の措置の徹底 (2) 粉じんさらされる作業場における作業環境測定の実施及びその結果に基づく換気、湿式化等による作業環境の改善並びにたい積粉じんの除去の徹底 (3) 有害ガス、蒸気等の有害要因にさらされる作業場における作業環境測定の実施及びその結果に基づく換気等作業環境の改善 (4) 自然換気が不十分な場所における内燃機関等の使用等による一酸化炭素中毒の予防の徹底 (5) 酸素欠乏等危険作業における作業開始前の酸素濃度及び硫化水素濃度の測定並びにその結果に基づく換気等の必要な措置の徹底 (6) 事務所、作業場所等における換気、採光、照明等の作業環境の改善及び休憩所等の緑化、美化等うるおいのある作業環境の形成

実施事項		重 点 事 項
3	作業管理の充実	(1) 自動化、省力化等による作業負担の軽減 (2) 呼吸用保護具、保護眼鏡、耳せん等の点検、整備と適切な使用及び保守管理の徹底 (3) 作業の動作、姿勢、速度、継続時間等の検討及び作業方法の改善 (4) 休憩、休養設備の整備、充実と点検
4	健康管理の充実	(1) 関係法令に従った健康診断の実施及びその結果に基づく医師の意見を勘案した就業場所の変更、作業転換、作業時間の短縮等の就業上の措置の徹底 (2) 一般及び特殊健康診断結果の本人への通知の徹底及び診断結果に基づく医師、保健師等による保健指導の実施 (3) 作業員の日常の健康状態に応じた適正配置の実施 (4) 心とからだの健康づくり（THP）の継続的かつ計画的な実施のための体制の整備及びメンタルヘルス対策の推進 (5) 過重労働等による健康障害防止のための医師による面接指導の実施
5	労働衛生教育の充実	(1) 石綿等取扱作業、粉じん作業、有機溶剤取扱作業、特定化学物質取扱作業、酸素欠乏危険作業、振動工具取扱作業、高圧室内作業等に従事する作業員に対する特別教育又は特別教育に準ずる教育の実施 (2) 呼吸用保護具等の適正な使用方法等に関する教育、訓練の実施 (3) じん肺有所見者に対する健康管理教育の実施
6	寄宿舎、食堂等の安全衛生管理の徹底	(1) 寄宿舎設置の届出、避難・警報・消火設備等の点検、整備 (2) 作業所の食堂等の衛生管理体制の整備 (3) 作業所等における喫煙対策の実施

2. 本週間（10／1～10／7）の実施事項

実施事項		重 点 事 項
1	労働衛生意識の高揚	(1) 作業所長から作業員全員に対する会社、協会等のメッセージ等の伝達 (2) 店社又は作業所単位的安全衛生大会の開催 (3) 労働衛生に関する標語、作文等の募集と表彰 (4) 優良協力会社、作業グループ等に対する表彰の実施 (5) 家庭における健康保持に関する知識の普及
2	安全衛生パトロール等安全衛生活動の実施	(1) 店社幹部による作業所、寄宿舎等の安全衛生パトロールの実施 (2) 作業所一斉の整理整頓、清掃等による環境整備の徹底
3	安全衛生教育・訓練等の実施	(1) 労働衛生に関する勉強会、講演会等の実施 (2) 店社幹部等による職場安全衛生懇談会の開催 (3) 緊急時の措置についての必要な訓練の実施
4	その他、本週間にふさわしい行事及び期間中の行事に係る反省会の実施	

Ⅲ 協会が実施する事項

各支部は、その地域の実状に応じて次の事項を実施する。

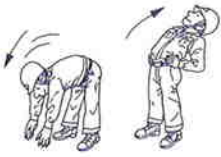
- 1 安全衛生推進大会の開催
- 2 職長・安全衛生責任者教育、安全衛生推進者能力向上教育（初任時）等各種安全衛生教育の推進
- 3 「石綿取扱い作業従事者特別教育」、「石綿作業主任者技能講習」の推進
- 4 準備期間・本週間中の強調運動等の普及・推進

◆準備期間・本週間中の効果的な労働災害防止活動の推進に、ポスター、のぼり、ワッペン等を活用しましょう！◆
詳しくは、当協会ホームページをご覧ください（<http://www/kensaibou.or.jp>）

資料 1 腰痛予防体操を実行しましょう。

業務上疾病の発生状況を見ると、負傷による腰痛が依然として高い割合を占めています。腰痛にかかると、満足に作業もできなくなってしまいます。腰痛予防対策の一例として下記の体操を実行しましょう。

腰痛予防体操

名称及び効果	図	名称及び効果	図
1 背伸びの運動 (腹筋、肩周辺、 体の側面の伸張)		6 開脚上体回しの 運動 (躯幹の柔軟)	
2 体側伸ばしの運 動 (体の側面の筋の 伸張)		7 膝の屈伸の運動 (脚、腰の血行促 進、膝の柔軟)	
3 前・後曲げの運 動 (腰の緊張の除去、 腹筋、背筋等の伸 張)		8 足の伸展の運動 (もも、膝、足首 の関節の柔軟)	
4 体の横回しの運 動 (腕、胸、腰の緊 張の除去、及びそ の部分筋肉の伸張)		9 前後開脚腰伸ば しの運動 (下肢の伸張)	
5 開脚体ねん転の 運動 (足、腰、腹筋、 背筋の柔軟)		10 はずみ、かけ足 の運動 (血行促進)	

(出典：建設業労働災害防止協会)

資料 2 あなたの疲労蓄積度の自己診断チェックリスト

過重な長時間労働などで疲労がたまると病気や災害につながるおそれがあります。これを防止するためには、事業者が適正に労働時間管理や健康診断などを行うことが重要ですが、働く人一人ひとりが疲労度を把握・自覚し、積極的に自己の健康管理を行うことも大切です。

このチェックリストを活用して、あなたの疲労蓄積度を自己診断してみてください。

1 最近1か月間の自覚症状について、各質問に対し最も当てはまる項目の□に✓を付けてください。

1. イライラする	☐ ほとんどない (0)	☐ 時々ある (1)	☐ よくある (3)
2. 不安だ	☐ ほとんどない (0)	☐ 時々ある (1)	☐ よくある (3)
3. 落ち着かない	☐ ほとんどない (0)	☐ 時々ある (1)	☐ よくある (3)
4. ゆううつだ	☐ ほとんどない (0)	☐ 時々ある (1)	☐ よくある (3)
5. よく眠れない	☐ ほとんどない (0)	☐ 時々ある (1)	☐ よくある (3)
6. 体の調子が悪い	☐ ほとんどない (0)	☐ 時々ある (1)	☐ よくある (3)
7. 物事に集中できない	☐ ほとんどない (0)	☐ 時々ある (1)	☐ よくある (3)
8. することに間違いが多い	☐ ほとんどない (0)	☐ 時々ある (1)	☐ よくある (3)
9. 仕事中、強い眠気に襲われる	☐ ほとんどない (0)	☐ 時々ある (1)	☐ よくある (3)
10. やる気が出ない	☐ ほとんどない (0)	☐ 時々ある (1)	☐ よくある (3)
11. へとへとだ（運動後を除く）	☐ ほとんどない (0)	☐ 時々ある (1)	☐ よくある (3)
12. 朝、起きた時、ぐったりした疲れを感じる	☐ ほとんどない (0)	☐ 時々ある (1)	☐ よくある (3)
13. 以前とくらべて、疲れやすい	☐ ほとんどない (0)	☐ 時々ある (1)	☐ よくある (3)
合計（各々の答えの（ ）内の数字を全て加算してください。）	—		

総合計 点

・総合計点から次のⅠ～Ⅳの評価を求めてください。

Ⅰ	0～4点	Ⅱ	5～10点	Ⅲ	11～20点	Ⅳ	21点以上
---	------	---	-------	---	--------	---	-------

➡ 自覚症状の評価:

2 最近1か月間の勤務状況について、各質問に対し最も当てはまる項目の□に✓を付けてください。

1. 1か月の時間外労働	☐ ない又は適当 (0)	☐ 多い (1)	☐ 非常に多い (3)
2. 不規則な勤務（予定の変更、突然の仕事）	☐ 少ない (0)	☐ 多い (1)	—
3. 出張に伴う負担（頻度・拘束時間・時差など）	☐ ない又は小さい (0)	☐ 大きい (1)	—
4. 深夜勤務に伴う負担（※1）	☐ ない又は小さい (0)	☐ 大きい (1)	☐ 非常に大きい (3)
5. 休憩・仮眠の時間数及び施設	☐ 適切である (0)	☐ 不適切である (1)	—
6. 仕事についての精神的負担	☐ 小さい (0)	☐ 大きい (1)	☐ 非常に大きい (3)
7. 仕事についての身体的負担（※2）	☐ 小さい (0)	☐ 大きい (1)	☐ 非常に大きい (3)
合計（各々の答えの（ ）内の数字を全て加算してください。）	—		

総合計 点

・総合計点から次のA～Dの評価を求めてください。

A	0点	B	1～2点	C	3～5点	D	6点以上
---	----	---	------	---	------	---	------

➡ 勤務状況の評価:

※1：深夜勤務の頻度や時間数などから総合的に判断して下さい。深夜勤務は、深夜時間帯（午後10時～午前5時）の一部または全部を含む勤務を言います。

※2：肉体的作業や寒冷・暑熱作業などの身体的な面での負担

3 総合判定

次の表を使って、**1**の総合計点から導き出した 自覚症状の評価（Ⅰ～Ⅳ）のいずれかを縦軸、**2**の総合計点から導き出した 勤務状況の評価（A～D）のいずれかを横軸として、交わったところの数を求めてください。それが、あなたの 仕事による負担度の点数（0～7）となります。

【仕事による負担度点数表】

		勤 務 の 状 況			
		A	B	C	D
自覚症状	Ⅰ	0	0	2	4
	Ⅱ	0	1	3	5
	Ⅲ	0	2	4	6
	Ⅳ	1	3	5	7

※ 糖尿病や高血圧症等の疾病がある方は判定が正しく行われない可能性があります。

➡ あなたの仕事による負担度の点数は： 点です。
次の表で判定（0～7）してください。

判 定	点 数	仕事による負担度
	0～1	低いと考えられる
	2～3	やや高いと考えられる
	4～5	高いと考えられる
	6～7	非常に高いと考えられる

4 疲労蓄積予防のための対策

- ◎ 総合判定 **3** の負担度の点数が「2～7」の人は、疲労が蓄積されている可能性があります。
チェックリスト **2** の 勤務状況 の項目、（点数（1）または（3）をチェックした項目）について
- ・自分で改善できる問題については、自分でそれぞれ改善しましょう。
 - ・自分で改善できない問題については、上司や産業医に相談し、勤務状況の改善に努めましょう。
 - ・仕事以外の生活習慣に原因があり、自覚症状が多い場合も見受けられますので、睡眠や休養などを見直すことも大切です。疲労を蓄積させないためには、負担を減らし、一方で睡眠・休養をしっかりと取る必要があります。労働時間の短縮は、仕事による負担を減らすと同時に、睡眠・休養を取りやすくするので、効果的な蓄積予防の一つとなります。
 - ・時間外労働時間が月45時間を超えていれば、是非、労働時間の短縮を検討しましょう。

【参考】時間外労働と脳血管疾患・虚血性心疾患との関連

時間外労働時間（1週当たり40時間を超える部分）と脳出血などの脳血管疾患や心筋梗塞などの虚血性心疾患の発症などの健康障害のリスクとの関連性を下表に示しています。上のチェックリストで仕事による負担度が低くても時間外労働時間が長い場合には注意が必要です。

時間外労働時間	月45時間以内	時間の増加とともに健康障害のリスクは徐々に高まる	月100時間または2～6か月平均で月80時間を超える
健康障害のリスク	低い	⇒	高い

（出典：厚生労働省）

資料 3 建設業における業務上疾病の発生状況

1. 業務上疾病者数・千人率の推移（平成14年～18年）

●全産業の疾病者数8,369人のうち、建設業は1,057人で約12.6%を占めている。

年	業 種	建設業		全 産 業	
		疾 病 者 数 (人)	疾病者数千人率	疾 病 者 数 (人)	疾病者数千人率
平成 14		1,055	0.2	7,502	0.1
15		1,093	0.3	8,055	0.2
16		971	0.3	7,609	0.2
17		1,020	0.3	8,226	0.2
18		1,057	0.3	8,369	0.2

資料：厚生労働省「業務上疾病調」

(注) 1. $\text{千人率} = \frac{\text{疾病者数}}{\text{労働基準法適用労働者数}} \times 1,000$

2. 昭和53年3月30日改正後の労働基準法施行規則第35条の疾病分類によって分類している。

2. 年次別業務上疾病発生状況（平成14年～18年）

●平成18年の建設業の計（1,057人）を疾病別にみると、負傷による腰痛（323人）が約30.6%と最も高い割合を占め、次いでじん肺（269人）が約25.5%を占めている。

（単位：人）

年		平成 14		15		16		17		18	
疾病分類	業 種	建設業	全産業計	建設業	全産業計	建設業	全産業計	建設業	全産業計	建設業	全産業計
		(329)	(4,334)	(393)	(4,765)	(313)	(4,377)	(337)	(4,840)	(323)	(4,889)
(1) 負傷に起因する疾病		532	5,277	630	5,861	510	5,370	548	5,829	538	5,962
物に理 による 原因す る疾病	(2) 有害光線による疾病	1	5	1	8	2	7		7		6
	(3) 電離放射線による疾病										
	(4) 異常気圧下による疾病	1	3	3	8	3	11	3	16	5	20
	(5) 異常温度条件による疾病	87	407	92	394	117	467	74	397	112	422
	(6) 騒音による耳の疾病	4	9	1	8	4	9	4	10	2	12
	(7) (2)～(6)以外の原因による疾病	3	19	1	29	3	19	2	29	6	27
作起 業因 態す るに 疾病	(8) 重激業務による運動器疾患と内臓脱	7	75	13	115	9	89	9	105	5	92
	(9) 負傷によらない業務上の腰痛	2	70	6	61	6	54	3	55	1	31
	(10) 振 動 障 害	5	7	2	7		9		4	1	6
	(11) 手指前腕の障害及び頸肩腕症候群	9	150	4	149	5	154	6	180	12	233
	(12) (8)～(11)以外の原因による疾病	2	44	6	61	6	62	9	81	3	70
	(13) 酸 素 欠 乏 症	4	10		5	5	11	4	9	4	12
	(14) 化学物質による疾病（がんを除く）	51	287	76	311	44	284	61	306	72	320
がん	(15) じん肺症及びじん肺合併症	334	956	253	856	241	814	265	767	269	765
	(16) 病原体による疾病	4	120	3	132	4	165	5	248	2	241
	(17) 電離放射線によるがん										
	(18) 化学物質によるがん		3		2		1	2	5		1
(20) その他業務によることの明らかな疾病	(19) (17)、(18)以外の原因によるがん										
		9	60	2	48	12	83	25	178	25	149
合 計		1,055	7,502	1,093	8,055	971	7,609	1,020	8,226	1,057	8,369

資料：厚生労働省「業務上疾病調」

(注) 1. 表は休業4日以上のものである。

2. 疾病分類は労働基準法施行規則第35条によるものを整理したものである。

3. (1)負傷に起因する疾病欄内（ ）は腰痛で内数である。

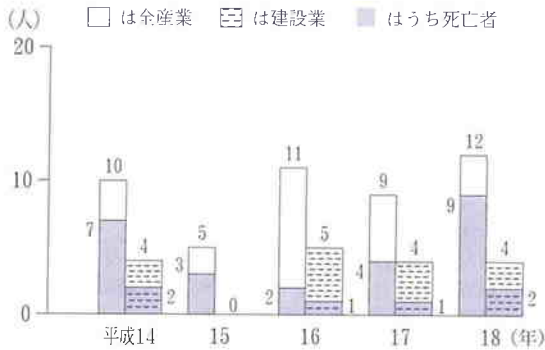
4. (18)の化学物質は労働基準法施行規則別表第1の2第7号に掲げる名称の化学物質である。

5. 本統計の数字は平成17年中に発生した疾病で平成18年3月末日までに把握したものである。

3. 酸素欠乏症発生状況

(平成14年～18年)

- 平成18年の全産業（12人）に占める建設業（4人）の割合は、約33.3%となっている。



4. 振動障害労災新規認定状況

(平成13年度～17年度)

- 平成17年度の合計（317人）に占める建設業（191人）の割合は、約60.3%と高い割合となっている。

(単位：人)

業種	平成13	14	15	16	17
建設業	471	417	313	242	191
林業	135	126	103	115	65
鉱業	15	13	7	15	20
採石業	25	22	10	5	3
その他	71	54	48	35	38
合計	717	632	481	412	317

資料：厚生労働省「業種別・年度別振動障害の労災新規認定者数調査」
※各年度中に新規に支給決定を行った者の業種別人数

5. 石綿による肺がん及び中皮腫の労災新規認定状況

(単位：人)

	平成17年度		平成18年度	
	肺がん	中皮腫	肺がん	中皮腫
建設業	88 (40.2%)	213 (42.4%)	361 (45.7%)	486 (48.3%)
全産業	219	503	790	1,006

図1. () は、全産業に占める建設業の割合である。

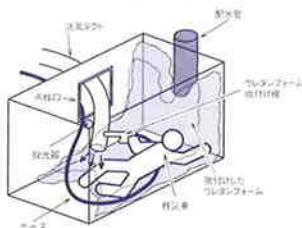
2. 「石綿による健康被害の救済に関する法律」に基づく特別遺族給付金の新規支給決定者数は除く。

資料 4 硬質ウレタンフォームの吹付け作業中、酸素欠乏症

1. 発生状況

住宅の新築工事現場で、トイレ床下部の断熱のため、硬質ウレタンフォーム吹付け作業中、発泡剤として含まれていた代替フロンガスが、空気と置換することにより酸素欠乏状態となった。

◆ 発生図



2. 原因

- 1 硬質ウレタンフォームの吹付けを床下等通風が不十分な場所で行ったため、発泡剤のガスが空気と置換し、酸素欠乏状態になった。
- 2 排気ダクトの設置を行わず、開口部による自然換気で行った。
- 3 開口部が送気ダクトでほとんど塞がっていた。

3. 対策

硬質ウレタンフォームの吹付けによる断熱工事における酸素欠乏症を防止するため、平成10年10月12日付け基安発第25号の4通達が発出されているので、この通知に基づき、次の措置を講じること。

- 1 酸素欠乏症の防止について必要な知識を有する者のうちから作業指揮者を選任し、その者に作業を直接指揮させる。
- 2 作業場所の酸素濃度を18%以上に保つよう換気を行う。ただし、ウレタンフォームは急速に燃焼する性質があることから、換気には純酸素を使用してはならないことに特に留意する。
- 3 作業の性質上、換気を行うことが困難な場合には、当該作業に従事する作業員に送気マスク等を使用させる。
- 4 当該作業に従事する作業員に対し、酸素欠乏症の危険性、安全な作業方法、事故発生時の措置等について安全衛生教育を行う。
- 5 作業場所には、関係者以外の者が立ち入ることを禁止し、かつ、その旨を見やすい箇所に表示する。
- 6 作業場所への入退場に際して、人員の点検を行う。また、異常発生時に直ちに作業場所と外部との連絡が取れるような措置を講じる。
- 7 酸素欠乏による事故が発生した場合、救出作業に従事する作業員には、送気マスク等を使用させる。

参考：当協会発行「建設工事における労働災害の事例と対策（第6集）」から抜粋

1 趣 旨

全国労働衛生週間は、昭和25年に第1回が実施されて以来、本年で第58回を迎える。この間、本週間は、国民の労働衛生に関する意識を高揚させ、事業場における自主的労働衛生管理活動を通じた労働者の健康の保持増進と快適な職場環境の形成に大きな役割を果たしてきたところである。

我が国における昨年の業務上疾病による被災者は8,369人であり、20年前に比べると約半数にまで減少したが、石綿ばく露による肺がん、中皮腫の労災認定件数が近年増加している。

また、一般定期健康診断の結果、何らかの所見を有する労働者の割合は増加を続けており、平成18年は49.1%に上っている。さらに、仕事や職場生活に関する強い不安、悩み、ストレスを感じる労働者の割合は6割を超えており、業務によるストレスなどにより精神障害を発症する事案が増加している。

このような状況に対処するために、改正労働安全衛生法が平成18年4月より一部経過措置を除き施行され、過重労働による健康障害防止対策及びメンタルヘルス対策、職場におけるリスクの低減対策、化学物質の危険有害性の確実な情報伝達による適切な化学物質管理の推進等労働者の健康確保対策の充実強化が図られたところである。また、平成18年9月からは、石綿製品の製造等の全面禁止や建築物の解体作業等における石綿ばく露防止対策の充実など、石綿による健康障害防止対策の一層の強化が図られたところである。さらに、平成20年4月からは、労働者数50人未満の中小事業場に対して長時間の時間外・休日労働を行った労働者に対する医師による面接指導の実施が義務づけられる。

これらの対策が事業場において着実に実施され、労働者の健康の確保、増進が図られるためには、経営トップや事業場のトップが自らの責務について認識し、産業医、衛生管理者等の労働衛生管理スタッフが中核となって、衛生委員会等の場を活用するなど労働者の意見を反映させながら対策を展開していくことが重要である。また、労働者自身も健康管理の活動に参加し、積極的に健康づくりに取り組んでいくことが重要である。

このような観点から、本年度は、

「ここにゆとり からだに余裕 みんなでつくる 健康職場」

をスローガンとして全国労働衛生週間を展開し、事業場における労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の一層の促進を図ることとする。

2 スローガン 「ここにゆとり からだに余裕 みんなでつくる 健康職場」

3 期 間

10月1日から10月7日までとする。

なお、本週間の実効を上げるため、9月1日から9月30日までを準備期間とする。

4 主 唱 者

厚生労働省、中央労働災害防止協会

5 協 賛 者

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会及び鉱業労働災害防止協会

6 協 力 者

関係行政機関、地方公共団体、安全衛生関係団体、労働団体及び事業者団体

7 実 施 者

各事業場

8 主唱者、協賛者の実施事項

- (1) ポスター、パンフレット等の配布、新聞等の報道媒体、政府関係広報誌及びインターネットを通じての広報活動
- (2) 全国労働衛生週間地方大会等の開催
- (3) 事業場の実施事項についての指導援助
- (4) その他「全国労働衛生週間」にふさわしい行事等の実施

9 協力者への依頼

主唱者は、上記8の事項を実施するため、協力者に対し、支援、協力を依頼すること。

10 事業場の実施事項

(1) 本週間に実施する事項

下記の事項を実施することにより、労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の促進を図る。

- ア 労働衛生旗の掲揚及びポスター、スローガン等の掲示
- イ 事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡視
- ウ 労働衛生に関する展示会、講習会、研究会、討論会、見学会等の開催
- エ 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施
- オ 労働衛生に関する優良職場、功績者等の表彰
- カ 労働衛生に関する図画、作文、写真、標語等の掲示
- キ その他労働衛生の意識高揚のための行事等の実施

(2) 準備期間中に実施する事項

下記の事項について、日常の労働衛生活動の総点検を行い、労働衛生水準の向上を図る。

- ア 労働衛生管理体制の確立と労働安全衛生マネジメントシステムの確立をはじめとした労働衛生管理活動の促進
- イ 事業者による労働衛生管理に関する計画の作成及びその実施、評価、改善
- ロ 労働者の健康管理等に関する知識について必要な要件を備えた産業医、衛生管理者、衛生推進者等の労働衛生管理体制の整備・充実とその職務の明確化及び連携の強化
- ハ 衛生委員会の開催とその活動の活性化
- ニ 作業主任者の選任と職務の励行
- ホ 現場管理者の職務権限の確立

- (カ) 労働衛生管理に関する規定の点検、整備・充実
- (キ) 労働衛生管理に関する情報伝達ルートの確立
- (ク) 労働衛生関係情報の収集・整理及び周知
- イ 作業環境管理の推進
 - (ア) 有害なガス、蒸気、粉じん、騒音等の有害要因に労働者がさらされる屋内外の作業場及び酸素欠乏危険場所における作業環境測定の実施及びその結果に基づく作業環境の改善
 - (イ) 管理濃度等に対応した作業環境管理の推進
 - (ウ) 局所排気装置、除じん装置、排ガス処理装置、排液処理装置、遮へい設備等の適正な設置及び稼働並びに検査及び点検の実施の徹底
 - (エ) 粉じん作業場所等健康障害のおそれのある場所の清掃及び清潔の保持の徹底
 - (オ) 換気、採光、照明等の状態の点検及び改善
- ウ 作業管理の推進
 - (ア) 自動化、省力化等による作業負担の軽減の推進
 - (イ) 作業の動作、姿勢、速度、継続時間等の作業方法の調査、分析及びその結果に基づく作業方法の改善
 - (ウ) 作業管理のための各種作業指針の周知徹底
 - (エ) 適切、有効な保護具等の選択、使用及び保守管理の徹底
 - (オ) 休憩、休養設備の点検、整備・充実
- エ 健康管理の推進
 - (ア) 健康診断の実施と健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針による就業上の措置の徹底
 - (イ) 一般健康診断結果に基づく必要な労働者に対する医師又は保健師による保健指導の実施
 - (ウ) 小規模事業場における地域産業保健センターの活用
- オ 労働衛生教育の推進
 - (ア) 酸素欠乏危険作業従事者等有害業務従事者に対する特別教育又はそれに準じた教育の実施
 - (イ) 衛生管理者、作業主任者等労働衛生管理体制の中核となる者に対する能力向上教育の実施
- カ 危険性又は有害性の調査及びその結果に基づく必要な措置（リスクアセスメント）の推進
- キ 過重労働による健康障害防止のための総合対策の推進
 - (ア) 時間外・休日労働の削減及び年次有給休暇の取得促進及び労働時間等の設定の改善
 - (イ) 健康管理体制の整備、健康診断の実施等
 - (ウ) 長時間にわたる時間外・休日労働を行った労働者に対する面接指導等の実施
- ク 労働者の心の健康の保持増進のための指針等に基づくメンタルヘルス対策の推進
 - (ア) 心の健康づくり計画の策定とこれに基づく実践
 - (イ) メンタルヘルスカケアを推進するための教育研修・情報提供
 - (ウ) 職場環境等の把握と改善
 - (エ) メンタルヘルス不調への気づきと対応
 - (オ) 職場復帰における支援
 - (カ) 自殺総合対策大綱に基づく職場における自殺対策の推進
- ケ 粉じん障害防止対策の徹底
 - 粉じん障害防止総合対策推進強化月間としての次の事項を重点とした取組の推進
 - (ア) アーク溶接作業に係る粉じん障害防止対策
 - (イ) 金属等の研み作業に係る粉じん障害防止対策
 - (ウ) トンネル建設工事業における粉じん障害防止対策
 - (エ) 離職後の健康管理

- コ 職場における腰痛予防対策指針による腰痛の予防対策の推進
- サ 電離放射線障害防止対策の徹底
- シ 騒音障害防止のためのガイドラインに基づく騒音障害防止対策の徹底
- ス 振動障害総合対策要綱に基づく振動障害防止対策の徹底
- セ VDT作業における労働衛生管理のためのガイドラインによるVDT作業における労働衛生管理対策の推進
- ソ 化学物質の管理の推進
 - (ア) 化学物質等による危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づく措置の実施等を始めとする自律的管理の推進
 - (イ) 化学物質のばく露防止、作業主任者の選任、人体に及ぼす影響・取扱い上の注意事項等の掲示、漏えい・発散防止等適切な管理の推進
 - (ウ) 化学物質等安全データシート（MSDS）による化学物質等の危険有害性に関する情報の提供及び活用
 - (エ) 建設業、製造業における有機溶剤中毒の防止
 - (オ) 建設業、製造業等における一酸化炭素中毒の防止
 - (カ) ダイオキシン類による健康障害防止のための対策要綱に基づくダイオキシン類ばく露防止措置の実施
 - (キ) 職域における屋内空気中のホルムアルデヒド濃度低減のためのガイドラインに基づく措置の実施
 - (ク) 化学物質による眼・皮膚障害防止のための保護具の着用等の徹底
 - (ケ) 化学設備等の改造、修理等の作業における中毒等の防止のための工事発注者と請負業者との連携等の実施
- タ 石綿障害予防対策の徹底
 - (ア) 建築物等の解体等の作業における石綿ばく露防止対策の徹底
 - (イ) 吹き付け石綿の損傷等による石綿ばく露防止対策の徹底
 - (ウ) 石綿製品の全面禁止
 - (エ) 例外的に禁止が猶予された石綿製品の非石綿製品への代替化の推進
- チ 心とからだの健康づくり（THP）の継続的かつ計画的な実施のための体制の整備・充実
- ツ 快適職場指針に基づく快適な職場環境の形成の推進
- テ 職場における喫煙対策のためのガイドラインに沿った有効な喫煙室の設置等の対策の推進
- ト 雇用管理に関する個人情報のうち健康情報を取り扱うに当たっての留意事項に基づく適切な健康情報の取扱いの徹底
- ナ 職場における肝炎ウイルス感染に関する留意事項に基づく適切な対応の推進
- ニ 職場におけるエイズ問題に関するガイドラインに基づくエイズ問題の自主的な取組
- ヌ 労働時間等労働条件の改善等の推進
- ネ その他
 - (ア) ポスター、スローガン等の掲示
 - (イ) 労働衛生提案制度等の活用及びその実践
 - (ウ) 清潔保持のための洗身、手洗い等の設備の整備・充実
 - (エ) 労働衛生標識等の整備
 - (オ) 工場の緑化美化運動の推進
 - (カ) 家庭における健康に関する知識の普及
 - (キ) 新健康フロンティア戦略の普及

平成19年度全国労働衛生週間行事計画表(例)

スローガン：『こころにゆとり からだに余裕 みんなでつくる 健康職場』

項目 月日	行事項目	行事内容	項目 月日	行事項目	行事内容
10月 1日 (月)	趣旨徹底の日	1. 社長メッセージの伝達 2. 労働衛生週間の意義と重要性 及び行事予定を朝礼、安全衛生 協議会等で説明 3. 視聴覚教材を用いた労働衛生 意識の高揚	4日 (木)	避難・救護訓練 の日 健康診断日	1. 火災・酸欠等の緊急事態を想 定した避難、救護訓練の実施 2. 巡回検診車等を利用した健康 診断の実施 3. 健康相談、健康測定の実施
2日 (火)	総点検の日	・協力会社の職長とともに次の事 項を実施 1. 機械器具・設備、作業方法を 衛生面から点検 2. 安全衛生保護具の使用状況の 確認 3. 危険、有害物の保管状況の点検 4. 作業場所、作業所事務所、休 憩所、寄宿舎、食堂等の衛生 管理状況の点検	5日 (金)	反省の日	1. 労働衛生週間をとおしての反 省、今後の衛生管理の取り組 み方等について討議、検討 2. 優良な協力会社、グループ、 個人等の表彰
3日 (水)	労働衛生に関す る研修会・講習 会等の日	1. 総点検の結果についての検討 会、安全衛生協議会等の開催 2. 職業性疾病の防止についての 研修会等の実施、災害事例等 についての勉強会	6日 (土)	家族健康の日	1. 家族みんなで健康について考 える 2. 心とからだの健康チェック
			7日 (日)	休養の日	・ゆっくりと休養

全国労働衛生週間用品等

労働衛生週間ポスター
No. 1 さわやか



B 2判 (73×52cm) ¥170

- ・No. 1 さわやか (コードNo.760201)
(モデル 本仮屋 ユイカ)
- ・No. 2 スローガン入り (コードNo.760202)
(表紙) (モデル 森 泉)

※社名印刷各種類50枚以上(有料)

労働衛生週間ワッペン



10枚1組 ¥820
コードNo.780230
ビニール製(7.5×6cm)
※社名印刷50組以上(有料)

新刊

CD-ROM付
建設業における
リスクアセスメントの手引(建築編)



A 4判
予価¥3,500
コードNo.101700

新刊

CD-ROM付
改訂 コスモス構築の手引



A 4判
¥2,500
コードNo.139510

※他に、労働衛生週間のぼり・横幕、労働衛生週間タオル、安全旗、労働衛生旗等をご用意しております。

お申し込み、お問い合わせは「本部企画開発課」、東京以外の方は「最寄りの支部」へお願いいたします。
TEL 03-3453-3391 FAX 03-3453-5735 (企画開発課) <http://www.kensaibou.or.jp>